

令和7年度中学校部活動地域展開 第6回検討委員会

開会

- ①課長挨拶
- ②議長選出
- ③協議

- ・来年の方向性について
- ・認定制度について
- ・その他

来年の方向性について

拠点校部活動としての活動

合同部活動

合同チーム

複数校の部員が集まり、一つのチームとして活動
試合参加を行う。

拠点校方式

拠点となる学校に希望する生徒が集まる。

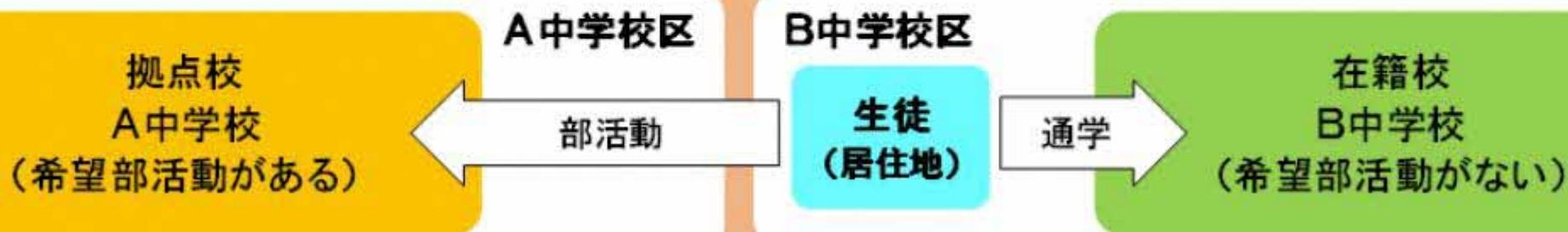
菊池市 HP 拠点校部活動とは

拠点校部活動とは

通学する中学校に生徒が希望する部活動がない場合に、拠点校として指定された学校が、部活動の参加を希望する生徒を受け入れる方式です。

なお、拠点校への移動については、保護者の責任による送迎等によるものとなります。

【イメージ】 お住いの校区の学校に在籍しながら、他校区の拠点校で部活動を行います。



令和8年度の拠点校部活動

| 拠点校名 | 部活動名 | 受け入れ可能校 |
|--------|------|--------------|
| 泗水中学校 | 柔道部 | 市内全中学校 |
| 菊池南中学校 | 剣道部 | 菊池北中学校・七城中学校 |

【留意事項】

- ・拠点校部活動は1年度ごとの開設です。毎年度更新のため、翌年度以降の拠点校部活動については各学校へお問い合わせください。
- ・大会等への参加は、主催される大会等規約などに従ってください。
- ・部活動への移動は、保護者の責任において行っていただきます。
- ・拠点校部活動中は、拠点校の規則及び顧問の指示に従ってください。
- ・在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動が優先です。
- ・移動、部活動中の事故については、在籍校が加入する災害共済へ手続きします。

拠点校部活動としての活動

部活動がある・・・○

部活動がない・・・×

現状

お住いの校区の学校に在籍しながら、他校区で部活動を行っているが、中体連に出場することができない。

A中学校

【部・・・○】
部員数：3名
指導者：地域指導者

A中学校区

部活動

B中学校区

生徒
(居住地)

通学

B中学校

【部・・・×】
希望部活動がない
希望生徒1名

A中学校

団体戦での出場不可
個人戦での出場可

中学校体育大会

B中学校

団体戦での出場不可
個人戦での出場不可
※在学している中学校に部活動と指導者がいないため出場できない

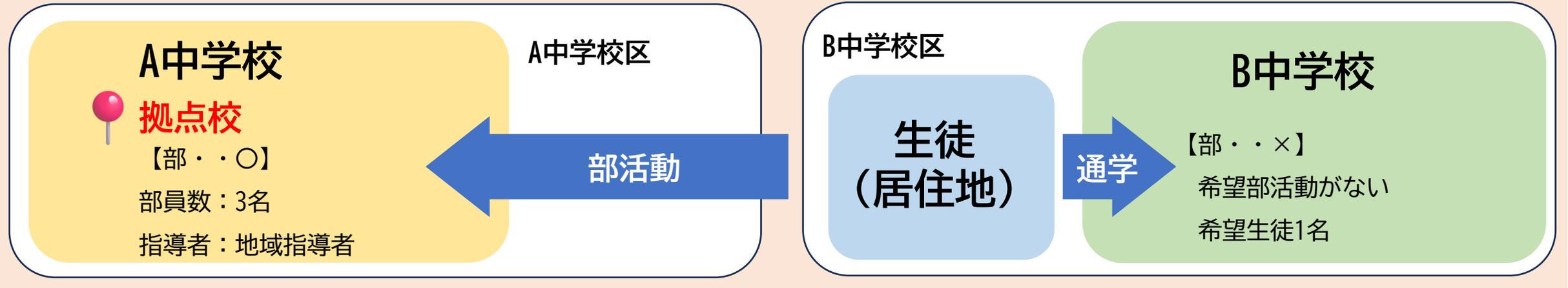
拠点校部活動としての活動

部活動がある・・・○

部活動がない・・・×

今後(R8.4～)

お住いの校区の学校に在籍しながら、他校区の拠点校で部活動を行い中体連に出場することができます。



A中学校

団体戦での出場可
個人戦での出場可
※拠点校となったことで団体戦
にも出られる人数になった

中学校体育大会

B中学校

団体戦での出場可
個人戦での出場可
※拠点校部活動として出ることができる

部活動・地域クラブ特化の 「部活アプリ／クラブマネージャー」について



ASFEEL
アスフィール株式会社

導入実績
1000校
突破

教育委員会
実績多数

部活動・地域クラブ
専用アプリの
決定版!



部活

部活アプリ
クラブマネージャー
Produced by ASFEEL



✓ **新機能(集金)** 搭載!

✓ **補償** 制度対応!



部活動の地域移行・連携で こんなお悩みはありませんか？

連絡やチーム管理の方法、どうしたら ...



- 無料SNSはリスクが高いが予算は限られている
- 保護者への連絡を効率化したい
- 活動費未納の督促に追われている

部活動・地域クラブ特化の「部活アプリ / クラブマネージャー」なら！

連絡、スケジュール、出欠、活動記録、集金 これひとつで完結。

GIGAスクール
端末
利用可能！



アプリ・
ブラウザ対応

1対1の連絡制限で
リスクを排除

低価格かつ
広告が出ない

複数クラブに対する
横断管理や
一斉連絡が可能

クレジット・口座振替
対応の集金機能で
未納を防止

実績

- 全国 **1000校** 以上の中学生・高校生やクラブチームがご利用中
- **文部科学省** / スポーツ庁公式事業採択・**教育委員会** 公費採択
- **校長会**・各競技団体の会議・セミナーにてご紹介



多くの自治体の部活動改革でご導入頂いています。



※一部のみ掲載

経済産業省・文部科学省事業での掲載・採択実績



「部活アプリ/クラブマネージャー」は 1,000人以上の指導者の声から誕生した
安心安全で効率的なチーム運営を支える部活動・地域クラブ専用アプリです。

連絡機能

関係者への情報共有が手軽に行えます。

チーム連絡

チーム内での連絡やり取りを
 安心安全・スムーズに行えます。



1対1の
 個別連絡を
 制限!

既読者確認機能付き!

一斉連絡

複数クラブの横断管理が可能です。



全クラブの
 ユーザー画面に
 PCから
 アクセス!

熱中症
 アラートが
 出ています



全チームへ一斉連絡が可能!

スケジュール・出欠管理

活動予定、場所、時間など、メンバーは
 もちろん保護者にも即時共有できます。



カレンダー内で
 出欠管理が可能!



オンライン集金 オプション

オンライン決済で
 活動費集金時の現金管理が不要に。
 自動引き落としで未払いの
 督促業務改善につながります。



クレジットカードと口座振替に対応!

活動記録

チーム記録

大会結果や練習の様子を関係者
 間で共有できます。
 複数の指導者が関わる中でも
 「指導の一貫性」を担保します。



個人記録/目標管理

目指す姿や日々の行動
 目標の設定・振り返りを
 アシストします。



勤怠管理 オプション

指導者の勤怠を一元管理。
 謝金支払い等にお役立ていただけます。



アプリ活用により**チーム管理が大きく効率化し**、
 指導に集中できるようになりました。
1対1の連絡が制限されているので外部指導者や
 学生コーチにも安心して対応を任せられます。

管理者・指導者

積み重ねた練習の記録を見ると
 自信が持てます。

生徒・メンバー

入会者管理

入会者情報を一括で管理。
 クラブ参加申込と連動して
 アプリ登録までサポートします。



保護者

活動状況やスケジュールが
 アプリ一つで確認できて安心です。

地域クラブ活動に関する認定制度について

地域クラブ活動に関する認定制度について

1. 趣旨

- ・部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
- ・認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

2. 認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえ判断する。

地域クラブ活動に関する認定制度について

3. 認定制度の構築手順（イメージ）

① 推進計画等の策定

- ・平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す。
- ・地域の実情（生徒数、ニーズ、施設状況等）を踏まえ、認定するクラブ数や競技種目等を定めるとともに、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域（エリア）を定める。

<対象区域の設定に当たり考慮すべき観点>

- ・地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
- ・生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
- ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
- ・競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数規模にすること

⇒ 中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように設定することが考えられる。

（対象区域設定の例）

- ・中学校区ごとに十分な参加人数が見込める競技種目 ⇒ **単一の中学校区**
- ・単一の中学校区では十分な参加者が見込めない競技種目 ⇒ **複数の中学校区**
- ・複数の中学校区では十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動
⇒ **当該市区町村の全域、複数の市区町村**

② 認定制度要綱の制定

「認定制度要綱」において、認定要件、認定要件の具体的な確認事項及び認定手続等を規定。



認定制度要綱のひな型（スポーツ庁HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

地域クラブ活動に関する認定制度について

4. 認定手続

推進計画等及び認定制度要綱に基づき、「認定地域クラブ活動」を認定。



- ①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）
- ②地方公共団体による**確認**（必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施）
- ③地方公共団体による**認定**
- ④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

※1 **基本的に市区町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施国が示した認定要件に沿って、**市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合を含む。）**については、**認定したものとみなす**

※2 **認定の有効期間は、最長3年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市区町村等において設定**

5. 経過措置

地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、認定要件の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、**市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能**

※ 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

地域クラブ活動に関する認定制度について

6. 想定される認定の効果（メリット）

安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※。

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

※ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市区町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市区町村等が本ガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

地域クラブ活動に関する認定制度について

認定要件の具体的な確認事項

| 事項 | 主な内容 |
|-----------|--|
| ①活動の目的・理念 | <ul style="list-style-type: none">・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む） |
| ②活動時間・休養日 | <ul style="list-style-type: none">・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・ 週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定） |
| ③参加費等 | <ul style="list-style-type: none">・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる） |
| ④指導体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む）・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定） |
| ⑤安全確保 | <ul style="list-style-type: none">・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等） |
| ⑥運営体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営 |
| ⑦学校等との連携 | <ul style="list-style-type: none">・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 |

「認定クラブ活動指導者」登録制度

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

1. 目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、**指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示す**ものである。

2. 定義

本制度に基づき、市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「**認定地域クラブ活動指導者**」と呼ぶものとする。

3. 市区町村等が定める研修

対象となる研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

※ 研修内容については、「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

※ 研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。

※ なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

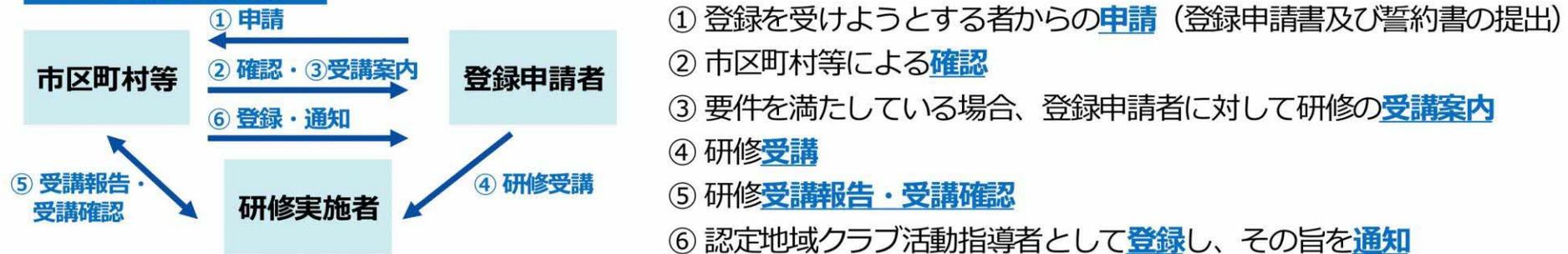
「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続き等



※ 都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市区町村等に対して報告を行うものとする。

※ 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市区町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市区町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。

※ 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市区町村等に報告するものとする。

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

6. 有効期間

登録の有効期間は、**最長4年間**（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の経過措置と同様。

8. 不適切行為への対応

（1）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、**暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。**
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、**各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。**

（2）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から**事案の事実確認等**を行い、**運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行う**とともに、**市区町村等に報告**すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ **市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。**

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

| 項目 | 地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例 | 研修メニュー例 |
|-------------|---|---|
| ①総論・制度 | 部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。 | 部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む） |
| ②基本姿勢・服務規律 | 指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。 | 生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど) |
| ③生徒への指導 | 生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。 | 中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮 |
| ④安全管理・事故対応等 | 生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。 | 生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等） |
| ⑤保護者や学校との連携 | 保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。 | 保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携 |

- ※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。